

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 17日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県直方市須崎町1番1号
氏 名 社会保険 直方病院
院長 田中 伸之介
電話番号 0949-22-1215

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会保険 直方病院
事業場の所在地	福岡県直方市須崎町1番1号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	156床
③従業員数	326名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内医療業務によって発生する感染性廃棄物を収集運搬業者に委託契約し、収集運搬を依頼する。収集運搬業者は、収集した感染性廃棄物を委託契約している中間処理業者に搬入する。中間処理業者は、焼却処理、破碎処理を実施後、中間処理場の契約する最終処分場に搬入し管理型埋立を実施する。

(日本産業規格 A列)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	57.034 t	

(これまでに実施した取組)

- ・職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の掲示
- ・感染性廃棄物（コロナ関連）の取り扱いについて指導
- ・感染性廃棄物の中に、非感染性廃棄物が混ざらないように、抜き打ちチェックによる指導。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	56.000 t	

(今後実施する予定の取組)

- ・感染性廃棄物の中に、非感染性廃棄物が混ざらないように、抜き打ちチェックによる指導。
- ・院内で勉強会を通して分別意識の徹底を図り、非感染性廃棄物の混入を防ぎ、感染性廃棄物の減少を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・職員への感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の掲示。
- ・紙オムツの廃棄方法を感染と非感染に分別する。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・分別資料（マニュアル・院内分別表）等の再確認・見直し
職員の共通した分別知識・意識の徹底を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	57.034 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	57.034 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託業者について収集運搬業者・中間処理業者共に県及び政令都市の正規の許可を取得している業者であることを確認して委託契約を締結している。		

(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	全処理委託量	56.000 t	t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
	再生利用業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	56.000 t	t		
	(今後実施する予定の取組) ・都道府県・政令都市の正規の許可を受けた業者のうち、処理業者は、中間処理方法・最終処分方法等を確認し、業者を選択する 収集運搬業者は当病院の排出量を考慮し、収集体制・緊急対応等の可能な業者を選択する ・優良企業認定を取得している業者を優先選択する。 ・分別の徹底を全職員で実施する。				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	57.034 t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの照会により収集運搬後から最終処分日までの確認を行い排出状況の管理を徹底する。				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

・ 感染性廃棄物の処理に係る責任者及び管理組織

